児童手当制度改正(拡充)のお知らせ

児童手当制度の改正により、令和6年10月分(12月支給)から支給対象や金額が変わりました。

1 主な変更内容

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分)から
支給対象	0歳~中学校終了前までの児童を養育して	○歳~高校生年代までの児童を養育してい
	いる方(15歳到達後の最初の年度末まで)	る方(18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし(該当世帯全員が対象)
手当月額	●3歳未満一律 :15,000円	●3歳未満
	●3歳~小学校終了前まで	第1子·第2子:15,000円
	第1子·第2子:10,000円	第3子以降:30,000円
	第3子以降 : 15,000円	●3歳~高校生年代
	●中学生一律:10,000円	第1子·第2子:10,000円
	●所得制限限度額以上限度額未満	第3子以降:30,000円
	:一律5,000円	
	●所得上限限度額以上:支給なし	
多子加算の	1.0 华烈法从内目初の左连十十六の旧辛	22歩列達然の見切の左座十十六の旧章
算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの児童	22歳到達後の最初の年度末までの児童
支給月	2月・6月・10月(年3回)	2月・4月・6月・8月・10月・12月
		(年6回)

2 今回の改正により、手続きが必要な方

2 7回の以上により、丁帆でか必安な人		
	世帯状況	必要書類
	① 中学生以下の児童を養育し	(A) <u>児童手当認定請求書</u>
	ておらず、高校生年代の児	(B) <u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u>
【新規申請】	童を養育している方	(大学生年代を含め3人以上いる場合)
		(C) <u>児童手当別居監護申立書</u> (児童と別居の場合のみ)
児童手当を	○ 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[必要な添付書類]
受給して	② 所得上限限度額超過で児童	1 本人確認書類(マイナンバーカード又は免許証)
いない方	手当(特例給付)の支給対	2 振り込み口座がわかる書類
	象外の方	3 請求者の保険証の写し
		※ 記入いただいたマイナンバーの確認できるものをご持参ください
	③ 児童手当(特例給付を含む)	(D) <u>児童手当額改定認定請求書</u>
【増額申請】	を受給中で算定対象として	(B) <u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u>
	認定されていない高校生年	(大学生年代を含め3人以上いる場合)
児童手当を	代の児童を養育している方	(C) <u>児童手当別居監護申立書</u> (児童と別居の場合のみ)
受給して	④ 経済的な負担等がある18	(D)配装セン・仕込まの各セニットでの映画事
いる方	歳年度末から22歳年度末	(B) <u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u>
	までの児童がいる方	(大学生年代を含め3人以上いる場合)

※必要書類の各様式は、三宅村ホームページ及び村役場1階福祉健康課の窓口に備え付けております。

※三宅村に住所を有し、高校生年代までの児童を養育している方で、原則として恒常的に所得の高い方 (生計中心者)が手当の請求者(受給資格者)になります。

3 手続きが不要な方

- ① 児童手当(特例給付)を受給している方のうち、養育している児童が2人以下で、いずれも中学校終了前の児童の場合等、制度改正により手当額に増減がない方
- ② 高校生年代(平成18年4月2日~平成21年4月1日生まれ)の児童を養育している世帯で、村の 保有する受給者情報に当該児童の登録がある方
- ③ 3人以上の児童を養育し、すでに多子加算により、第3子以降の児童の手当額が増額となっている方 (大学生年代(平成14年4月2日~平成18年4月1日生まれ)のお子さんを養育していない方)
- ④所得制限により、特例給付を受給している方

※支給登録要件児童として登録されてるか不明な場合は、福祉健康課福祉係までお問合せください。

4 公務員の方

児童の保護者(生計中心者)が公務員の場合は、勤務先(所属庁)が申請先となります。お手続き等の 詳細については、勤務先へお問い合わせください。

5 受付期限

今回の改正により手続きが必要な方は、<u>令和6年11月15日(金)まで</u>に書類をご提出ください。 この期日までに「児童手当認定請求書」の提出が困難な場合(新規で認定される方)で、最終期限の令 和7年3月31日までにご提出いただいた場合は、令和6年10月・11月期の手当の支給月は12月で はなく、令和7年2月以降の支給月の支給になります。

また、「児童手当額改定認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出が 困難な場合には、改正(拡充)後の多子加算額の適用がない手当額が12月に支給されますが、3月31 日までに提出があった場合には、令和7年2月以降の支給月に10月分まで遡及して支給になります。

なお、最終期限を過ぎた場合は令和6年10月分に遡及して手当の支給·多子加算の適用はできませんので手当の支給·多子加算の適用は、認定請求や確認書を村で受付した月の翌月分からとなります。

受付期限 令和6年11月15日(金) → 令和6年12月10日(火)振込予定 最終期限 令和7年3月31日(月)まで(必着) → 10月分まで遡って支給します。

6 お問い合わせ・ご提出先

三宅村役場 福祉健康課 福祉係

住所:〒100-1212東京都三宅島三宅村阿古497番地 電話:04994-5-0902